

福島県ひとり親家庭等自立支援計画策定懇談会設置要綱

(設置目的)

第1条 平成22年3月の福島県母子寡婦自立支援計画の改定後5年が経過する中で、本県における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦世帯(以下「ひとり親家庭等」という。)を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、ひとり親家庭等の自立のための施策を引き続き進めて行く必要がある。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭等の自立に向けた支援をより充実強化するため、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とし、自立の基本指針となる「福島県ひとり親家庭等自立支援計画」(以下「計画」という。)を策定するに当たり、広い視野から意見と提言を得るために、福島県ひとり親家庭等自立支援計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務等)

第2条 懇談会において検討する内容は、次のとおりとする。

- (1) 県内のひとり親家庭等の現状や課題に関すること。
- (2) 計画の策定及び推進管理に関すること。
- (3) その他計画を策定するために必要な事項に関すること。

(組 識)

第3条 懇談会は、別表に掲げる構成団体等により組織し、委員は、団体からの推薦等に基づき子育て支援担当理事が委嘱する。

2 懇談会の委員長には、福島県保健福祉部次長(自立支援担当)をもって充てる。

(会議)

第4条 懇談会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代理する。

3 議長は、必要があると認めるときは、第3条第1項に規定する構成員以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、福島県保健福祉部児童家庭課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項については、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月14日から施行する。

別表 1

構 成 団 体 等	人 数
学識経験者	1 名
社会福祉法人福島県社会福祉協議会	1 名
特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島	1 名
福島県民生児童委員協議会	1 名
市町村代表	1 名
福島県（福島県保健福祉部）	1 名

